

飲食店等の従業員等に対する新型コロナウイルス PCR 検査の対象業種の拡大について



ターゲット 3.3

令和3年4月5日
郡山市保健福祉部
保健所生活衛生課
担当：半澤 正幸

TEL：924-2157

SDGs ターゲット 3.3 「感染症を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

本日から、すべての飲食店の従業員等をPCR検査の対象とします。

目的	<p>新年度を迎え、人の往来の増加や飲食の場面を中心とした、市内における感染拡大が懸念されることから、飲食店の従業員等を対象とするPCR検査を実施することにより、当該飲食店における感染拡大の予兆を早期探知し、市内の感染拡大の防止に資する。</p>	
対象施設及び対象者	<p><変更前> 郡山市内の飲食店（キャバレー、クラブ、バー、スナック）の従業員 ※原則、店の全従業員が同時に検体を採る場合に限る</p>	
	<p><変更後> 郡山市内全域の飲食店の従業員 ※原則、店の全従業員が同時に検体を採る場合に限る</p>	
実施期間	検査申込	<p>令和3年4月1日（木）～5月21日（金） （平日の9時から17時まで）</p>
	検体受付	<p>令和3年4月 6日（火）、13日（火）、20日（火）、27日（火） 5月11日（火）、18日（火）、25（火） （午前9時から午後2時まで ※受付検体は先着順1日50検体まで）</p>
検査料	無料（行政検査）	
検査方法	<p>唾液を用いたPCR検査 （保健所で配布した採取容器に被検査者自身が唾液を採取し、代表者がまとめて保健所に搬入）</p>	
結果の交付	検査を受けた日及び結果等について文書で通知	